

宮城県保健環境センター調査研究方針

1 趣旨

宮城県保健環境センターにおける調査研究に関する基本的な方針を定める。

2 調査研究の方針

(1) 計画策定

調査研究の企画にあたり保健・環境施策の動向や基礎的な知見の収集とともに、他の研究機関とのネットワーク構築を図りながら、中長期的な視点から先導的な研究成果の活用に努める。また、研究目的は施策を通じて県民へ効果的に還元されるよう考慮し、社会情勢や県民ニーズに対応した研究計画を策定する。

(2) 研究分野の設定

- ア 食品衛生、生活衛生の安全対策に関する研究
- イ 感染症予防対策に関する研究
- ウ 地球環境、地域環境の総合的管理に関する研究
- エ 廃棄物対策、循環型社会形成に関する研究
- オ 化学物質等のリスクの低減と管理に関する研究
- カ 保健・環境情報の収集、解析手法に関する研究

(3) 評価と活用

ア 調査研究の評価

調査研究を効率的・効果的に進めるため、宮城県保健環境センターの評価実施要綱及び宮城県保健環境センター評価実施要領に基づき、研究課題の選定、研究企画、研究予算及び成果等について、内部評価を実施の上、外部の学識経験者や専門家による評価を行い、その結果を研究活動に適切に反映させる。

イ 成果の公表、普及、活用

成果は学会誌等への誌上発表や関連学会また所内の研究発表会で口頭発表するほか、年報に収録して広く成果の活用を図る。また、県民等に対する成果の公表や関連する専門知識について分かりやすい表現を用いて普及を図るほか、県民がインターネット等の情報媒体を使って入手できるようにサービス機能を充実させる。

平成17年9月1日 制定

平成30年6月14日 改正

令和7年4月24日 改正